核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第455回

令和4年8月19日（金）

原子力規制委員会

核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合

第455回　議事録

１．日時

令和４年８月１９日（金）１３：３０～１４：３７

２．場所

原子力規制委員会　１３階　会議室Ａ

３．出席者

担当委員

山中　伸介　　原子力規制委員会委員

石渡　明　　原子力規制委員会委員

原子力規制庁

大島　俊之　　原子力規制部　新基準適合性審査チーム　チーム長

小野　祐二　　原子力規制部　新基準適合性審査チーム　チーム長代理

志間　正和　　原子力規制部　新基準適合性審査チーム　チーム長補佐

内藤　浩行　　原子力規制部　新基準適合性審査チーム　チーム長補佐

荒川　一郎　　原子力規制部　新基準適合性審査チーム員

島田　真実　　原子力規制部　新基準適合性審査チーム員

三井　勝仁　　原子力規制部　新基準適合性審査チーム員

齋藤　健一　　原子力規制部　原子力規制企画課火災対策室長

日本原子力研究開発機構

板倉　康洋　　副理事長

大島　宏之　　理事

前田　誠一郎　大洗研究所　副所長

曽我　知則　　大洗研究所　高速実験炉部　次長

山本　雅也　　大洗研究所　高速実験炉部　主幹

山崎　敏彦　　建設部　次長

伊藤　主税　　安全･核セキュリティ統括本部　統括管理室　主幹

４．議題

（１）日本原子力研究開発機構大洗研究所の試験研究用等原子炉施設（高速実験炉原子炉施設（常陽））に対する新規制基準の適合性について

５．配付資料

資料１　大洗研究所（南地区）高速実験炉原子炉施設（「常陽」）の新規制基準への適合性確認に係る技術資料等提示予定（2022.8.19時点）

６．議事録

○山中委員　それでは、定刻になりましたので、ただいまから第455回核燃料施設等の新規制基準の適合性に係る審査会合を開催いたします。

本日の審査会合では、JAEAから、高速実験炉原子炉施設（常陽）の審査スケジュールについて説明をいただきますので、施設側の担当であります私が出席し、議事進行をいたしております。

地震・津波関係の事項も含まれますので、石渡委員にも本日は御出席いただいております。

議題は、お手元にお配りの議事次第のとおりでございます。

議事に入ります。

最初の議題は、議題の1、日本原子力研究開発機構大洗研究所の試験研究用等原子炉施設（高速実験炉原子炉施設（常陽））に対する新規制基準の適合性についてでございます。

常陽の審査スケジュールについては、今年6月20日の審査会合において御説明をいただきましたけれども、そのとき審査チームからのコメントを受けて、7月19日の会合において見直しを行っていただきました。

審査チームからも、スケジュールありきのものではなくて、説明資料の準備あるいは補正申請の時期など、手戻りのないよう現実的なスケジュールを検討していただくようにお願いをしていたところでございます。

JAEA内で改めてスケジュールを検討されたということですので、再度JAEAから資料の説明をお願いいたします。

それでは、資料1の説明をお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（板倉副理事長）　それでは、資料の説明の前に、私は原子力機構の副理事長の板倉でございます。

一言御説明をさせていただければと思いますが、今日御審査いただきます高速実験炉（常陽）につきましては、私ども原子力機構が長年にわたって、最重要の研究課題として取り組んできております、高速炉の実用化に向けた最重要研究インフラというふうに捉えてございまして、まずは一刻も早く新規制基準に適合させて、安全性を確保すること。それからまた、政府のグリーン成長戦略ですとか、エネルギー基本計画などでも、この常陽の重要性が定められておりますので、その役割を一刻も早く果たせるように取り組んでいきたいと考えておりまして、特に最近、経済産業省資源エネルギー庁のほうでも、高速炉を含む革新炉をしっかり研究を進めていこうというような御議論も開始されておりまして、そのためにも、私ども、この常陽の運転再開を経営の最重要課題として、その再開に向けて取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

また、原子力規制委員会、それから規制庁におかれましては、6月後半から7月にかけまして多数の審査会合を開催いただいておりまして、本当に感謝を申し上げますとともに、私どもも、これからも体制も充実してきたところでございますが、より一歩踏み込んだ対応を、ひとつしっかりと取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

本日は、7月11日の審査会合での御指摘、その後の御議論も踏まえて見直しました工程につきまして御説明をさせていただきたいと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、具体的な説明を、担当のほうからよろしくお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（曽我次長）　原子力機構の曽我です。

それでは、資料1について御説明させていただきます。

この資料につきましては、左側と関連する条文を記載してございまして、その技術資料の提示時期をお示ししております。また、審査の結果を反映した申請の補正のタイミングを表の一番上に記載してございます。

地盤・地震関係の審査につきましては、8月、9月のところ、ちょっと下のほうに行っていただきますと、現在、3条、4条の記載がございますけれども、この中に地盤・斜面の安定性の項目がございます。8月、9月に星印を書かせていただいておりまして、ここで、会

合で地盤の安定性評価について御説明させていただく予定です。

これは、地震・津波審査部門での説明については完了するという前提で、9月末に、一番上にありますけれども、補正①として審査結果を反映した補正をさせていただきたいと考えております。

一方、プラント関連、研究炉等審査部門に審査いただいている部分につきましては、先ほど板倉のほうからもありましたけれども、4月11日に審査のまとめ資料の作成に関する指摘をいただいております。この対応に時間を確保するため、補正につきましては、11月、表の上になりますけれども、補正②として記載しております。ここで、まとめ資料の提示をした上で、11月に補正をさせていただきたいと考えております。

補正①と補正②のまとめ資料の提出時期ですけれども、どちらも9月になってございます。これは、研究炉等審査部門では、7月11日のコメントで補正に反映する内容についてコメントをいただいているということで、その内容を反映したものを出して、御確認いただくという行為がございます。それを確認いただいた上で、11月に補正する形としております。

一方、地震・津波審査部門におかれましては、まとめ資料と書いてありますけれども、これは今までの審査結果で御審議いただいたパワーポイントについて、最終的な結果を取りまとめた形になります。あわせて、補正を出した上で、今までの審査結果が補正書に反映されているということを、補正後に確認いただくという順番になっております。

このため、地震・津波審査部門への補正書の提出は、補正の行為を行ったところで、併せてまとめ資料等を提出させていただくという形を考えております。その後、まとめ資料と、補正の中身を確認いただくという順番になっております。

このため、今、「○」のまとめ資料については全て9月末になってございますけれども、地震・津波審査部門への補正については、繰り返しですけれども、9月に行った上で、その後、補正書とまとめ資料の内容整合を御確認いただくと。

研究炉等審査部門への補正においては、9月までに7月11日にいただいたコメントを反映した上で補正をさせていただくということで、確認の時間を設けて、11月とさせていただいております。

また、研究炉等審査部門からは、許可の段階で設計成立性を示すエビデンスについて確認いただくという形になっておりまして、そういうコメントをいただいておりまして、右下に囲みがございますけれども、例えば4条、地震で最近確定したSs-6の床応答スペクト

ルを出した上での耐震評価の代表例と、8条の火災、溢水等の、実際に火災区画を設定した上での影響評価の代表例を示す計画でございます。このための時間を要するということで、11月までにその評価を行った上で補正をさせていただきたいと考えております。

そのまとめ資料の提出時期は11月末とさせていただいておりまして、先ほど申し上げた4条、6条、8条、9条等の「○」を打たせていただいております。

設計成立性のエビデンスは11月になるということですけれども、そこまでの御説明で代表性を含めてさせていただいた上で、11月補正ということをさせていただきたいと考えております。

この資料の内容は以上でございます。御意見等がありましたら、よろしくお願いします。

○山中委員　それでは、質疑に移ります。質問、コメントございますか。

○島田チーム員　原子力規制庁の島田です。

御説明ありがとうございました。

これまで、スケジュールですけれども、何度か見直しを行っていただきまして、冒頭でも委員のほうからも御発言がありましたとおり、我々審査チームのほうからは、スケジュールありきのものではなくて、手戻りのないよう、現実的なスケジュールとなるように見直すように、これまでも指摘をさせていただいたところです。

本日ですけれども、今後の審査を合理的かつ効率的に進めていけるように、経営層である板倉副理事長と大島理事に御参加いただいて、対面形式でスケジュールの確認という審査会合を設けさせていただいているところです。

先ほど御説明もありましたとおり、今回見直しを行っていただいたというところですけれども、補正に関しては2回に分けてというようなところで御説明いただいているところと思います。1回目の補正が9月末というところで、これが地盤・地震関連のもので、11月末というのが、これがプラント側をまとめたことで補正をするというふうなことですけれども、この約2か月という短い期間で補正が2回出されるというふうなスケジュールを計画されているというところですけど、補正の提出に当たってですけれども、これ双方、申請者側であるJAEAからしても、やはり作成したり、中身の確認という作業でしたり、提出いただいた我々審査側、規制側としても、やはり中身についてはしっかりと確認するというところが大部分発生してくると思います。

そんな中でですけれども、相当な理由がない限りは、2回に分けて補正申請、この2か月という短い期間に2回に分けて補正をする意義というのはどこにあるのかなというのが、

不透明なのかなというふうに思っておりまして、やはりそれ相応の理由がないと2回に分ける必要性がないのかなというふうに思っております。

なので、審査チームとして、地盤のほうもプラント側もですけれども、これは許可段階の基本設計ないしは基本的設計方針において、相互に内容としては関係してくるものですので、そこはしっかりと我々審査チームからの指摘を十分に踏まえた内容で補正を行っていただきたいなというふうに思っております。

なので、こういうふうに2回に分けての補正ではなくて、一本化した補正というところというのは、JAEAのとしてはどのように考えていらっしゃるか、お考えを、御検討いただけたらというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　大島でございます。

日頃からありがとうございます。

今回御指摘いただきました、2回ではなくて1回のほうが何かと効率的ではないかというお話なんですけれども、私どもとしましても、やはり効率化ということはもちろん大事だと思いますけれども、審査が終わった段階で、しっかり補正させていただいて、着実に進めたいという気持ちがございます。

特に、耐震といいますか地震の関係の話と、それからプラントの話で審査の流れがちょっと違っているのかなと思いまして、違っているといいますか、プラントを見ていただいている方につきましては、実際、まとめ資料、それから補正書の中身も全部併せて事前にチェックいただいて、そして補正という形になっていると思いますけども、地震に関しましては、まずは補正を出して、まとめ資料もパワーポイントを出して、見ていただいて、やっていくと。その後、中身をしっかり、補正書の中の整合を取っていくというところのプロセスになっていると聞き及んでおります。その意味で、特に地震につきましては、補正書を出した後も議論が進むと私は認識しておりまして、その意味で、少しでも早くその部分を出させていただいて、それで審査を進めていただければと思う次第であります。

ですので、私としましては、審査が終わったものから着実に出させていただきたいというふうな、こちらの希望というふうに申し上げた次第でございます。

○島田チーム員　お考え、ありがとうございました。先ほど地盤のほうのお話とかもありましたけれども、やはりまとめ資料でしっかりと議論をした上で補正というのがあるべき姿というか、考えなのかなというふうに思っておりまして、というのも、補正して、それでまとめ資料で議論を進めていく。その結果、やはり補正がまた必要になってくるという

と、何度も手戻りが発生してくるのかなというふうに思うんですよね。それってプラント側の審査も、地盤側の審査も、そんな変わらないところかなと思うんですよ。

なので、やっぱりそこはちゃんとまとめ資料形式でしっかりと議論し尽くして、エビデンスとなる部分もちゃんと説明し切って、初めて補正できるという内容になった時点で補正されるのが、やはりこれまでの審査の流れとしての正しい姿なのかなというふうに思いますけれども、それはいかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　その辺につきましては、私どもの審査のやり方が、少し班によって違っているのかなというふうに実は認識しておりまして、プラント班のほうは補正書の中身、それから実際のエビデンスにつきまして、全部まとめて、それをまとめ資料というふうに定義されていると思います。それを全部出していって、中身を確認した上でオーケーというのであれば、もちろん補正と。そういう意味で、今回9月は無理と我々は判断しまして、11月にシフトしたことになります。

一方、地震班のほうにつきましては、まとめ資料とおっしゃっているところが、パワーポイントで、これまでの審査の中でまとめたものでございます。一方で、補正書そのものについての中身については、補正を出した後にというふうに言われておりますので、その意味では、事前にしっかり見ていくというところについて、先に地震班につきましては出させていただいて、そこで補正書の中身と、それから、これまでの審議されたもの、パワーポイント資料、それからエビデンス、そういったものを全部見ていただいてということを考えておりますので、その意味で、先にといいますか、地震につきましては先に出させていただいて、しっかり審議をいただくという期間を取りたいと。その意味では、9月に出させていただきたいというような流れでございます。

○内藤チーム長補佐　地震・津波の審査を担当しております内藤ですけれども、今、御説明で、地震・津波に関して補正を出した後に、補正の中身について審査をするというような言い方をされていましたけれども、我々、今までの実績、JAEAも実績があると思いますけど、そういうやり方をやった実績というのはないと思います。

我々は、審査会合は公開されているので見ていただければ分かりますように、各分野について検討して、じゃあ個別に見る分についてはいいですねということと、全体を通して、まとめ資料として漏れなくきちんと基準適合に至る判断根拠とかロジックをしっかりとまとめていただくということをやって、それで問題がないというふうになったら、それを補正に反映をしてくださいという進め方をしているかと思います。それと違うやり方を志向

されているような気がするんですけれども。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　私の理解が間違っているのかもしれないんですけども、プロセスだけの問題と思っていまして、プロセスだけというとあれなんですけども。まとめ資料というところが、プラント班のほうで言っていただくまとめ資料とおっしゃっているのが、補正書の中身、補正書の文言の話と、それから実際のそのエビデンスというものを一通りにくくって、まとめて資料というふうに言われていると認識しています。

ですので、まとめ資料を出した時点で、そこをしっかり吟味いただいて、いろいろやり取りをさせていただいて、その中で最終的にもうこれでいいねとなれば補正させていただくというものだと理解しています。

一方で、地震班のほうとやり取りをしたときには、同じまとめ資料とおっしゃっていても、これが、これまでの審査の結果をしっかりパワーポイントにまとめた資料というふうに認識しております。

一方で、補正書にどういうふうに書き下すかというのは、補正を出した後に見るという話を聞いておりますので、その意味で、補正書の中身と、それから実際にこれまでの審査された中身がきちんと整合が取れているかということを確認いただくのは、補正を出した後になるというふうに私は認識しておりました。

ですので、その意味では、地震班につきましては、審査が終わったものについてしっかり出させていただいて、その後もやり取りがあるというふうに認識しておりますので、その中で少しでも早く出させていただければというふうに考えた次第です。

○内藤チーム長補佐　規制庁の内藤ですけれども、若干齟齬があるかもしれないですけど、考え方の基本は同じだと思っていて、我々はまとめ資料で審査としてまとめた形で、ロジックなり、それに必要データが十分なのかということについて、まとめ資料、パワポと言いましたけど、整備してもらって、抜けがないですねというのを確認します。その上で、それを補正に反映してくださいというやり方です。

それが、抜けがないかどうかという、まとめ資料のチェックをしている段階で補正を出されても、補正をまたやる、もう一度やり直すリスクがあるわけですよね。補正を出すということに関して言えば、まとめ資料もそうですけれども、会合での議論については、技術的なエビデンスとかデータに間違いがないという程度の品証のチェックで構わないですよというふうに言っていますけども、当然、まとめ資料はフルスペックの品証でやらなきゃいけないですし、補正は当然フルスペックをやらなきゃいけないと。そして、まとめ資

料で十分かどうかということについて、双方の合意ができていない段階で補正を、フルスペックの品証をやった補正を出すという話。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　ではなくて。

○内藤チーム長補佐　いや、だってそれ、フルスペックの品証を経ない補正なんか、うちは出されても困るんですよ。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　そういう意味ではなくて、先ほども申しましたとおり、まとめ資料自身に、これまでの審査の中身がきちんと入り、エビデンスが入っているかということについてはもちろんお示しして、それを御理解いただいて、初めて補正ができると思っています。

一方で、それをさらに、補正書そのもの、文言にちゃんと反映できているか、整合を取れているかというところの確認は、プラント班のほうは、先にそれをやっていただいているというふうに認識しています。

一方で、地震班のほうは、補正を受け付けてからそれをやるという話を聞いておりますので、そのプロセスの違いにおいてはありますので、先に出させていただければと思う次第です。少し、私のほうに誤解があるかもしれませんけども。

○荒川チーム員　規制庁の荒川です。

プラント関係のお話が出ましたので、まとめ資料には、これまでの審査会合で出てきた説明資料、パワーポイントが中心になっていますが、それをまとめていただくとともに、補正の案みたいなものがついているというふうにおっしゃっていましたけど、あくまで私たちが考えているのは、現行の申請書との関連を整理してもらった添付として後ろについてもらっているというふうに認識しています。

あくまで、審査をするのは補正書が出てきてからです。だけれども、審査会合の中で、パワーポイント的なもので中身を議論していますから、基本的には我々が確認したことが盛り込まれていれば、正式な補正の中に盛り込まれていれば、あまり補正が出てきた後の審査というのは、もめない、議論がそんなに出ないであろうというふうに考えているところです。

ですけれども、正式に補正が出てこなければ、それは申請書の一部として見られるわけではありませんので、議論が全くないというわけではありません。補正後についても、審査して必要があれば指摘をして、また直していただくと、そういうふうになっているというふうに認識しています。

以上です。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　私のほうで誤解があったのかもしれませんけれども、おっしゃるとおり、論点がきちんと整理されているというところが、まとめ資料と認識しておりますので、それがきちんとそろった段階で出すというところ、そのとおりだと思っております。

その意味で、地震につきましては、その辺の整理ができるということを我々としては思っておりますので、その時点で、まとまった時点でぜひ出させていただいて、その先を進めていただければと思っている次第でございます。

○内藤チーム長補佐　規制庁、内藤ですけれども、地震のほうについては、だから、まとめ資料と補正を一緒に出したいということですよね、と言われているということですよね。

ただ、先ほどから言っているように、我々は、まとめ資料で皆さんの主張がきちんと整理されていて、それと我々も抜けがないという形で確認をして、それで双方合意をするという形でまとめ資料をセットした上で、それを補正に反映していただくというプロセスをやっている中で、フルスペックの品証をやらなければいけない補正申請を、中身について合意できていない段階で出すということについては、補正が出てくれば、我々、それなりの労力をかけなきゃいけないんですよ。それをやると、当然マンパワーが限られた中で、まとめ資料のチェックと、補正、出されたもののチェックと両方やらなきゃいけないという形で、それって非常に効率、悪いですよねと。

補正申請でも、補正の前にきちんと技術的な内容について漏れがなく、きちんと説明できますよねというところのまとめ資料をセットした上で、それを漏れなく、なっていますというやつを反映した補正申請内容を、きちんと中身を補正に反映していただいて、それをフルスペックの品証で出していただくというのが、一番合理的じゃないんですかということを言っているわけですけれども。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　おっしゃるとおりで、地震につきましては、少なくとも今おっしゃられたまとめ資料の中に対して、これまで審査の中身がきちんと整理されて、網羅的にきちんとできているところを御確認いただいた上で補正をするというのは、そのとおりです。

地震につきましては、そういう意味では、私ども、これまでの宿題といいますか、出てきたものを全部まとまりますので、そのタイミングでぜひ出させていただきたいということ。

一方、プラントとの兼ね合いにつきましては、そこの部分につきましては、そこの地震のところを補正したことによって、例えばプラント側を見る範囲の部分が変わってくるのであればおっしゃるとおりだと思うんですけど、そこは変わらないということになりますと、同じようなといいますか、申請いただけるんじゃないかということで思います。

なので、9月の時点で、地震につきましては、私どものほうではまとめ切れると思っておりますので、それはぜひ出させていただきたいということでございます。

○内藤チーム長補佐　内藤ですけれども、我々の言っている趣旨が理解していただけていないと思うんですけれども、まとめ資料として技術的な部分、バックデータも含めて、それに基づいた論理構成として、基準に適合しているんですというところについて、まずはきちんと双方、合意点をつくりましょうねと。それを、双方合意した内容を補正に反映するべきじゃないですかと言っている。

というのは、補正をやるにしても、まとめ資料を作るにしても、事業者のほうでもフルスペック品証をかけなきゃいけないという形で、物すごい労力がかかりますと。我々としても、まとめ資料を、かなりの大部のものですから、それをチェックするのも相当の労力がかかると。さらにプラスアルファで補正まで出されると。それの補正の内容について、技術的中身についてまだセットされてないものだけれども出したいというお話ですけれども、我々としては、補正が出れば、それなりのチェックはしなきゃいけないんですよ、行政手続としてですね。それって物すごく非合理的じゃないですか。

だから、まずはまとめ資料を出した上で、中身をセットした上で、それを補正に反映するという手続が一番合理的な、労力も短期間に重なることなく、双方できる道じゃないでしょうかと。何でここで一緒に出す必要があるんですかと。相当な理由がない限り、一緒に出す必然性はないはずなんですけれども、今聞いている限りにおいて、一緒に出さなきゃいけないという理由はないように思うんですけど。

○日本原子力研究開発機構（曽我次長）　原子力機構の曽我ですけれども、当然、まとめ資料に、これまでの審査結果がきちんと反映されている。その点は、今まで地震・津波審査部門での審査におきましては、一つ一つの項目に対して、段階的に進めさせていただいてきたという認識でございます。

了解をいただいた項目について、私どもの認識としましては、今、地盤安定性の評価について、改良地盤の物性を反映して、それで、地盤安定性の評価をお示しすると、その行為が残っているという認識でございます。それについては、今後、審査会合で御説明して、

その結果を全て、これまでのものも含めて、品証を並行して進めて準備したものを9月に提出したいと。ただ、もし、まとめ資料として提出した上で、今までの技術的な審査の結果が反映されていないという場合になれば、それの補正はできないというふうに考えています。

同時に出すというのは、基本的には段階的に審査を進めてきていただいて、最終的な地盤安定性の評価が9月になるという前提で、9月までの評価、了解いただいた上でまとめ資料をお出しすると。基本的にはそういう意味で、技術的な評価は全て盛り込まれているという前提で、その品証をチェックをした補正書を出させていただくと、そういうふうに考えておりました。

そのような内容で一応お話ししてきたつもりでしたので、今日こういうスケジュールでお示ししております。

○内藤チーム長補佐　規制庁、内藤です。

もう少し考え方を、認識をよくしていただきたいんですけれども、個別のところで概ね了解しましたというと、概ねと言っている趣旨は、前にも、私の前任とかも言っていると思いますけれども、その時点の最新知見に基づいてはいいですよと。ただ、審査はまだまだ続くので、最後まで最新知見の収集はして、反映する部分があるのか、ないのかということについては、常にウオッチをしてくださいと。反映するべきものがあったのか、なかったのかということについても含めて、まとめ資料にきちんと反映して説明してくださいという、そういう趣旨でやっているはずなんですよ。

個別のものが終わったので、まとめるだけなので、補正も一緒に出せるんです的な発想で物事を言われているように聞こえてしまっていて、それは非常に、我々としては、ちゃんと最新知見の収集なりを踏まえた上でやるつもりがあるんですかというふうに思えてしまいますし、その辺も、だからまとめ資料って相当な労力がかかるはずなんですよ。知見収集とかの結果も踏まえて、反映するべきものがあるのか、ないのかも含めて、もう一度チェックし直すという形の作業をやった上で作る作業ですので、相当労力がかかるはずだと思っています。我々もそういう観点でまとめ資料を見ますから、（我々も）相当労力がかかるわけですよ。

その中で、補正も一緒に労力をかけて作って、ただ、まとめ資料もセットされていない中で、それに基づいてやりますと言われても、それって本当に合理的なやり方を志向されているんですかと思ってしまうということを言っているんですけれども。

○日本原子力研究開発機構（曽我次長）　ありがとうございます。原子力機構の曽我ですけれども、最新知見につきましても、審査の中でコメントをいただいて、これまで現時点での最新知見についてはサーベイした上で、御説明させていただいたという認識です。

その説明を含めて御確認いただいた上で、まとめ資料として最終的に全て取りまとめた形でお出しすると、そういうスケジュールで、一応、これまでは御説明させていただいていたつもりでございました。

○内藤チーム長補佐　内藤ですけれども、だから、まとめ資料を出す時期について我々はとやかく言っているわけじゃなくて、最新知見の収集という観点でいえば、秋の学会シーズンもあるわけですよね、そのチェックもしなきゃいけないわけですよね。どういう発表があるかというのは、いろんな学会のところでも、いついつにやりますということで、こういうテーマやりますというのが出てきて、中身はまだ発表になってないんですけれども、テーマなりは出てきている中で、それらについてもきちんと精査をした上で出していただかなきゃいけないと思っているわけですよ、まとめ資料は。そこの部分がセットできていない中で、補正できるんですかと。それはちゃんと、まとめ資料を十分ですねという双方合意した上で、それを反映するという手続じゃないんでしょうかということを言っているわけですけど。

○日本原子力研究開発機構（曽我次長）　原子力機構の曽我ですけれども、補正時点というか、まとめ資料提出時点で合意した内容、最新知見の反映もできているという前提で内容を御説明して、その上で補正ということになろうかと考えておりますが。

○内藤チーム長補佐　規制庁、内藤ですけれども、そうすると、きちんとまずは、今の説明だと、まず補正の前にきちんとまとめ資料を出して、その審査を踏まえた上で、双方合意、内容について合意できますねというふうになってから補正を出されるという、そういうイメージですか。

それを、今、まとめ資料を9月の末に出して、補正を9月の末に出すという、このスケジュール自体が、フルスペックの品証なりをやることを考えたときに、これ本当に現実的なんですか。

○日本原子力研究開発機構（曽我次長）　繰り返しになりますけれども、原子力機構の曽我ですけれども、これまで技術的に御審査いただいた部分については、その内容で品証のチェックの準備を、今進めてございます。

論点が残っている部分、繰り返しになりますけれども、地盤安定性の評価につきまして

は、いただいたコメントをまだ反映したものを御説明できていないので、これからデータを準備してという形になりますけれども、品証のチェックは並行して進めて準備をしたいと考えて、このような工程にしてございます。

○大島チーム長　すみません、チーム長の大島でございます。

まず第一に確認をさせていただきたいんですけれども、一般的に、補正というのは、一定程度審議が収束をして、申請書に反映ができる段階になって行っていただくということなんですが、今回の計画では、わざわざ補正を2回に分けられているんですけれども、なぜ2回に分けなければいけないんですか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　先ほどから繰り返しになってしまいますけれども、審査が終わり、論点が大体終わりまして、まとめ資料ができた段階で順番にやっていくというところ、それをずっとお願いしてきているという体系になります。

○大島チーム長　チーム長、大島でございます。

そういうことであるのであれば、少なくとも自然ハザードのほうは、まとめ資料の議論が一定、最低一通り確認が終わった中でなければ、補正というのは正直意味がないと思います。

というのは、我々としては、まずまとめ資料そのものがいろいろな科学的データなり、技術基準の適合に関するロジックとよく言いますけれども、ロジックが正しいかどうかというものの確認が行われます。

そのフルスペックの中から、具体的に申請書でいえば、申請書の本文に何を入れるのか、それから、添付の中でどのデータを入れておくのか、その過不足がないのかということを確認して、最終的には我々、技術基準の適合に関する審査書を書いて、委員会のほうにお諮りをするという段取りになりますので、言われている中で、これは審査、プラント側、それから自然ハザード側、同じだと思いますけれども、まとめ資料が少なくとも出て、一定程度、論点が尽くしていますねという段階でなければ、補正の作業をされても、そのリソースそのものも我々側から見るともったいないですし、我々自身も提出されたものというものが、まとめ資料との兼ね合いで十分か、不十分かということを確認する必要がありますから、そういう点でも、我々から見ると、補正を2回にわざわざ分けるというのは、正直、意図が分かりません。

さらに言えば、自然ハザードは単独で決まるものではなくて、当然のことながら、例えば地震動とか何かの部分はプラント側に行きますし、例えば溢水系であるとか、それから

竜巻とか、そういうものについても自然ハザードの評価を踏まえてプラント側の評価に入るので、その整合性が見られない中で、自然ハザードだけの補正を見るというのは、正直、我々、効率的だとは思っておりません。

そういう意味で、まず全体の補正をした上で、過不足の部分を追加補正するというのが一般的な新規制基準の審査の進め方になっている中で、自然ハザードとプラントを別々の補正にするというのは、我々としては手戻りになるんではないかというふうに思っています。

あと、自然ハザードのほうも少し理解が必ずしもないようなので、別途面談なり、ヒアリングなりさせていただきたいと思いますけれども、今までやってきたのは短冊で見ているだけで、それぞれの関係で整合がちゃんと取れているのかというところは、もう一度見なければいけません。

それから、私の理解では、地盤安定性のところは、御希望としては9月で解決するということですけれども、これ、十分議論が尽くされているものではなく、かつ当初申請から工法も変わってきているということもあるので、ここのところの審議の見通しは、私自身は十分立っているかどうかというのが、現時点では自信がありません。

なので、この9月に補正を出すと言われると、今現在、多分作業を進められちゃっていると思うので、それであれば、むしろまとめ資料を早く作っていただいて、審査会合で議論をさせていただくほうが、最終的には審査は長引かないで済むのではないかというのが、チーム長としての意見です。

以上です。

○日本原子力研究開発機構（板倉副理事長）　すみません、実は、私ども、大島からも申し上げたとおり、誤解があったかもしれません。というのは、私どもの解釈では、プラント班と地震班では審査のスタイルが違って、地震班は補正申請が始まらないと審査が本格的に始まらないというような、誤解ですかね。もし誤解であれば、我々、考え直さなきゃいけないかなと思っていまして。スタイルが違うのであれば、補正を先に地震関係は出さないと、結局、最後のスケジュールが合わなくなるんじゃないかという懸念を持っておりました。

しかし、それが間違っているよというのであれば、私ども、考え方を変えなきゃいけないなと思っていまして。

○内藤チーム長補佐　恐らくそれは誤解だと思います。我々は、補正が出ないと審査をし

ないと言っているわけじゃなくて、あくまでも、審査の中身として必要なデータなり、論理構成なりをまとめ資料で確認して、それを補正に反映してくださいと言っています。

だから、まとめ資料でまとめた内容が、きちんと補正に反映されているかどうかを見ている。補正の中身としてはですね。見ているのであって、補正を見て審査しているわけではないんですよ。補正は、あくまでもまとめ資料としてまとめた内容が、必要な事項が抜けなく補正申請の中に記載されているかどうかというチェックをするだけですので。だから、補正が出てこないと審査ができないという話ではないので、そこは誤解だと思います。

○日本原子力研究開発機構（曽我次長）　原子力機構の曽我ですけれども、繰り返しになりますけれども、技術的に今までやってきた論点は、全て最終的にまとめ資料という形でお出しして、それを確認していただいてから補正ということは理解いたしましたけれども、誤解があったとすればというか、実際の補正の内容、その補正の記載が十分かということについては、補正をさせていただいてから、まとめ資料とその補正をした申請のものを見て御確認いただくと。

それは、プラント側も最終的に同じだと考えているんですけれども、現在、今の既申請において、プラント関係においては、今の既申請の内容に書くべき情報が不足しているのではないかというコメントをいただいていると。それについては、まとめ資料という形で記載すべきところをちゃんと書けているか、必要な情報が盛り込まれているかというところを事前にというか、審査でいただいたコメントに返す形で見ていただいているんだというふうに認識しています。

誤解というか、補正書の中身をやはり、審査ではないかもしれませんけれども、確認いただかなければいけないので、その確認の行為が補正をしてからというお話が正しければ、その補正というのを早めに、まとめ資料の内容がきちんと確定した上で補正させていただきたいと、そういう希望でございます。

○大島チーム長　規制庁、大島でございます。

流れとしては、多分、今理解していただいたとおりで、まずまとめ資料というか、審査会合の資料でしっかりと技術基準の適合がちゃんと説明ができているかどうかというのを確認し、その総体としての説明資料として、まとめ資料と通称言っているという形になります。これに基づいて、事業者のほうで申請書の補正をすると、さっき言ったように、本文事項と当然添付というのをいろいろ入れていくと。

その中で、本来であれば、まとめ資料がそのまま行けばいいんですけれども、通常そう

いうことにはならないし、特に本文事項は約束事項ですから、地震・津波はあまり多くはないですけども、特にプラント側の場合には、何を本文事項でお約束をするのか。これは、当然のことながら、設工認なり、保安規定なりという後段の規制に入っていくという形になりますから、そこのところは、まとめ資料で全体がこれでよくなりましたねと、これで基本的に論点ありませんねという中で、今度は補正をしてもらって、その本文事項と添付資料というところの整合がちゃんとつけているのかどうかというのを、確認を、最終的にすると。

ただ、よくあるのは、そのときに、これは本文事項であるんじゃないんですかとか、添付のところでこのデータまで書いておいたほうがいいんじゃないですかというコメントは追加、追加でいくので、補正が2回、3回、どうしても出てくるというのは現実的なところであると思います。

なので、繰り返しになりますが、まず、まとめ資料を目途をつけていただくと。それで目途がついた段階で、具体的に補正をどういう形でやっていただくのか。その段階で、場合によっては、地震が中心になって、プラント側は少し足りないんですという部分が出てきて、それがもう2回目の補正になりますというのは、これはあると思いますし、我々もフルフルでしっかりした補正ができるのであれば、そこから時間がかからないで済みますけれども、大枠はこれで全体はできますけど、どうしてもこの分野だけ、ここの部分の技術適合のところだけ補正が足りませんというので、ほかの審査との兼ね合いでできるのであれば、それは追加補正でいいですよというのももちろんありますから、ここはまとめ資料がまずはしっかりとできて、論点が全部なくなるという段階から、具体的なスケジュール感というのができてくるんだと思いますので、そこは多分、御理解いただけたと思います。

そのやり方の大きな部分は、プラントであっても、自然ハザードであっても変わりませんので、そういうことで見ていただければと思いますし、この、今、誤解というか、考え方が多分違っているので、これは改めていただければと思いますけど、大きな流れとしては、それでよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　はい。そのように理解いたしました。当初から、まとめ資料につきましては、特に誤解ではなくて、全ての論点をそこに入れ込んで、中身を見ていただきまして、抜けがないということをしっかり、論理も通っているということを議論するためのものと認識していました。

ただ、その中で、今おっしゃっていただいた、どの部分が補正書に書いて、どの部分がそうじゃないのか。入れなくていい、入れなくていいというのはおかしいですね。入れるべきなのかというところについての調整みたいなところについては、それを先にやるのか、後にやるのかというのがちょっと気になりまして、それで今回、私どもとしましては、やり方が違うんじゃないかと誤解をしまして、そういう、違うのであれば違うなりの形で二つに分けていただいたほうがいいのではないかというところが、中にはありました。同じとおっしゃるのであれば、それはおっしゃるとおり、一つでいくべきなんだと思います。

○山中委員　どうぞ。

○島田チーム員　原子力規制庁、島田です。

大島理事、ありがとうございます。やはり、プラント、地盤側からのコメントもありましたとおり、補正の在り方というのは、まとめ資料がちゃんとあっての補正だと思いますので、そこを改めて御検討いただけたらというふうに思います。

またスケジュールのほうに戻ってしまうんですけれども、今回、今スケジュール上の部分でそのまま質問させていただきますけれども、補正②というようなところで、今回プラント側の、このスケジュール上、今提示されたスケジュール上ですけども、11月末に予定されているものですけれども、これですけれども、先々月、6月27日とかの審査会合で、こちら、我々のほうから、常陽のほうで、プラントウォークダウン、現場確認というのを進めていただいているというところで、御質問させていただきまして、JAEAとしては一通り確認が終わりました。ですけれども、審議とか議論の結果、やはりちょっとまだ抜け漏れがあるんじゃないかというところで、外部の目を入れて、ダブルチェック的にウォークダウンしていきますというようなことでお話をいただいていたというふうに認識しております。

その中でですけれども、外部の目が入ってのウォークダウンというのは、どのぐらいの時期に終わるのかなというふうな確認と、その確認結果を踏まえた補正がこの11月、今、提示いただいている11月のスケジュールとして盛り込まれるものなのかというところ、御質問として確認させていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　今御指摘いただいたとおり、ウォークダウンにつきましては、まさに私ども、まずは職員という形で一通り全部やりまして、現場の状況を把握し、今後どういうふうにしていくかということにつきまして検討している段階であります。ほとんど整理は終わっております。

一方で、具体的に、例えばケーブルをどう引くのか、難燃ケーブルをどう引くのかということにつきましては、やはり専門的なメーカーさんの知見が必要だと判断しまして、今まさにそれをやっているところでございます。それを今の現在のスケジュールから見ますと、細かいところも含めまして、全部終わるのが今年度末ですから、3月ということになります。

一方で、私どもとしましては、それは細かいところにつきましては、設工認のほうで見ていただきたいという、前々からお願いしているところがあるんですけれども、そこの具体的に最も例えば厳しいところ、幾つか視点があると思いますけども、そういったそれぞれの視点に対して、最も厳しいと思われるところはこういうところであって、それに対してはこういう対策を打てますというところをきちんと説明させていただいて、それで補正を出させていただきたいという観点で、11月にさせていただきました。

その代表性につきましては、今、まさに詰めているところでありまして、8月中ぐらいに、8月末ぐらいまでには考え方を整理しまして、こういう考え方で、これで一応、網羅性といいますか、代表する形にしますと。この部分を見ていただきたいと。かつ、9月の1日、2日に、たしか御視察いただくことも入っておりますので、その考え方は正しいかどうかも含めて、そこでも見ていただいて、その上で、11月の補正でも大丈夫だということを思っていただけるのであれば、それを受けた補正を出させていただきたいというふうに考えています。

○島田チーム員　原子力規制庁の島田です。

ありがとうございます。先ほどやっぱりメーカーに入っていただいてのウォークダウンの結果というのが年度末までかかってしまうというようなところで、それよりも全体的に見終わらないままの補正になってしまうというのが、やっぱり懸念されるところと思っております。

先ほども大島理事からお話がありましたとおり、代表性というような話がありましたけれども、代表例をもって補正申請に入ってくる基本設計ないしは基本的設計方針の設計成立性がちゃんと説明できるのかなというところが、やはりこちらとしては懸念するところでして、これまでも、先ほども議論もありましたとおり、やはり手戻りが発生してしまうんじゃないかなというふうに思っているんですよね。

なので、この補正②というふうに提示いただいているものがちゃんとそういったウォークダウンの結果を踏まえて出されるべきものなんじゃないかなというふうに考えているん

ですけれども、代表例でいけるというようなことで説明をしようというふうに考えているのであれば、ちゃんとその代表例だけで説明し切るということも大事ですし、うまく当てはめる、うまく当てはめるというのは言い方がおかしいですけど、当てはまるだろうというふうにちゃんと代表例を示して、それに対する根拠を説明いただきたいと思いますし、その中で、本当にこちらとしての懸念は、やっぱり基本設計に外れた施設とか設備とかが出てこないかなというところが懸念しているところなので、そこはしっかり、もしこういうふうに進めるのであれば、ちゃんと代表例をもって説明し切れるというところは御説明をお願いできればというふうに思っております。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　御指摘ありがとうございます。まさにそのとおり考えておりまして、もちろん私どもは見ていないわけではなくて、一通り全部見ております。見た上で、この中で最も厳しいのはどこかというところを我々の工学的な判断をして、見つけ出しまして、それをさらに今メーカーさんに見ていただいて、この一番厳しいところはやっぱりここですよと、ここに対してはこういう方法でできますねということをしっかり確認すると。

ですから、全くやらないわけじゃなくて、今申し上げましたとおり、最も厳しいと思われるところにつきましては、しっかりメーカーさんの目も入った上で工事の対応ができるということをもった上で説明させていただく。そういったロジックを8月末ぐらいまでにはつくり上げまして、それももう一度御確認いただいた上で、最終的に補正をどこにするのかということについて、再度御判断いただければと思います。

私どもとしましては、一応、そのロジックを構築し、11月の補正にはいけるというふうに思っております。その意味で、今回は、このように11月で出させていただいておりますけれども、いやいや、そうじゃなくて、やはりこういったもの、こういったものが抜けているんじゃないかという御指摘をいただいたのであれば、もちろん、そこは見直すべきだと思っております。

ひとまず、8月末までにそのロジックをつくり上げまして、9月の1日、2日の御視察を受けて、その時点でまた再度そこは御議論いただいて、いけるねということであれば11月にさせていただきたいと思いますし、全然駄目だということであれば、私どもでそこは再考したいと思います。

○齋藤室長　火災対策室長の齋藤と申します。

今、御議論いただいているプラントの話の中で、特に火災対策についてなんですけれど

も、火災対策については基本的には仕様基準をお示しして、それにどのように適合していくかという議論が基本的な論点だと思っておりますけれども、基本的な考え方で全てできるというのであれば、それは代表性をもって議論できると思いますけれども、これまでの審査会合を含めて、全てのものが基本の我々が示している審査基準どおりにできるような話だとは聞こえていないというふうに私は理解しています。

そうであれば、実際にはそれ以外の方法も含めて、きちっと網羅性をもってやること、例外的な話があるのであれば、その例外的な話の設計成立性を含めてきちんと議論をしなければ、きちんと火災対策について議論したということには多分ならないんだというふうに考えています。

なので、代表性だけで議論するという場合には、本当にそれが施設の中の網羅性をもって議論しているのかということについて御説明をいただかないと、我々としては、じゃあそこ全部議論したのかということには絶対になり得ないというふうに考えていますので、その部分、もし私が申し上げたこととは違うことを考えになっているのであれば、やり方をまた再考されたほうがいいのではないかというふうに思っておりますので、コメントとしてさせていただきます。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　コメントありがとうございます。まさに今おっしゃっていただいたように、一般的に適用できるものと、それからそれが適用できないもの、そこはきちんと分別をしまして、はまらないものにつきましては、個別に成立性を見ていくという方針を社内的には立てて、今、対応しております。

その辺につきましても、8月末、あるいは9月の初めですか、その時点で取りまとめて、御説明させていただいて、抜け落ちがないか、この考え方でいいかということについて再度御議論させていただいて、それで御納得いただけるようであれば、11月以降で補正させていただきますし、そうでなければ、こちらのほうとしても、どの部分がまずいというところを御指摘いただいて、工程につきましては再考したいと思います。ありがとうございます。

○荒川チーム員　規制庁の荒川です。

先ほど大島理事のほうからお話がありましたけれども、最も厳しい点を見つけて、それを代表性をもってということで、8月中に説明に来るということだったんですけれども、この最も厳しい点を見つけるということを聞きますと、やはり一通りプラントを見終わっているというふうに理解をしてよろしいですか。

説明の中でもありましたけど、JAEAの方が一旦見ているけれども、抜け漏れがあったから外部の人も入れて今やっていますという話だったんですけど、一通りの確認というのは、そういう意味では終わっていると、そういう認識でよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　抜け漏れがあったということではなくて、一通り職員としては見ました。その上で、さらに、例えば先ほど申しましたように、難燃ケーブルをどういうふうに這わせていくのかみたいなところについては、そこはやはり専門の方のほうに確認をしていただいたほうがいい、あるいは専門の方にサジェスチョンいただいたほうがいいということで、新たに契約をつくって、専門の方に入っていただいているという状況であります。

私どもとしましては、一通り全部見て、例えば燃えるものはどれぐらいあるかとか、そういった整理を全部した上で、かつどの辺にケーブルを通すべきなのかというのはもちろん検討していました。その上で、さらに専門家の方にその考えが正しいか、あるいは私どもとしても悩んでいるところにつきましては、専門家の方の意見を聞いて、確実にこういうふうにやっていくんだということを見つけていくという作業をやるというふうにしております。

その意味で、先ほど申しました、大体どこの辺が最も厳しくなるかという点につきましては、大体検討中でありますけれども、そういったものをきちんと整理して、それを一応カテゴリー化して、この中についてはここです、この中についてはこうです、これについてこう対応しますということについて、先ほど御指摘いただいた、一般的にはまらないものを含めて、はまらないものはこういうものがありますと、これについてはこういう考え方で、幾つかあるんですけど、この中でこれが最も厳しいと判断して、ここの部分についてはこういう対策を打ちますという形で説明できるように、今、構築しようとしているところでございます。

○荒川チーム員　ありがとうございます。そうすると外部の人を入れてというのは、外部の人の知見というのは、今のお話からすると、なかなか厳しそうな点について、どういった対策を打っていくかと、そういったところにアドバイスなりいただくための外部の専門家と、そういうふうな理解でよろしいでしょうか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　はい、そのとおりでございます。

○荒川チーム員　了解いたしました。

○山中委員　そのほか、いかがですか。

○島田チーム員　原子力規制庁の島田です。

これまでスケジュール上での2回目の補正というところの設計、補正に入れ込む設計成立性、代表性を持っての設計成立性のお話として、いろいろコメント、室長からも荒川からもさせていただきましたけれども、その上でですけども、今、今回のスケジュール上で、補正2回目で、先ほど設計成立性の話もありましたけれども、この火災対策なり、耐震設計なりのまとめ資料の提出時期は、補正②とほぼ同じ、11月末に「○」がついておりますけれども、やはりこれまでの議論もあったとおり、まとめ資料でちゃんとそこら辺の議論が終わって初めて補正なのかなというふうに思うので、同時に提出するというのは、やはりあまり現実的じゃないのかなというのがこちらとしての思い、考えではありますので、やはり8月までにそういうのを洗い出して、説明していくというお話ですけれども、今後の説明スケジュールというのをちゃんと改めて検討した上で、まとめ資料で説明し切って、初めて補正という形になるように、改めてスケジュールというのは見直していただけたらというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　検討いたします。

○山中委員　そのほか、いかがですか。

石渡先生、何かございますか。

○石渡委員　今のお話をずっと聞いていますと、要するに、前、6月のこのスケジュールの議論をしたときは、例えば地震・津波関係のまとめ資料の提出というのが10月末ということになっていたんですよね。それが、今回の資料では、これを9月末に前倒し、1か月前倒しという形になっていて、これは相当頑張ってやるんだなと思ったんですけれども、このスケジュールは、これは今回出していただいたとおりで、まとめ資料については、このとおりやるということで理解してよろしいんですか。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　はい、そのとおりでございます。

○石渡委員　その上で、補正の提出は、またそれからしばらく後になるであろうという見込みということですね。

○日本原子力研究開発機構（大島理事）　先ほどから議論がありましたとおり、まとめ資料に対して御理解いただいて、お互いに納得、納得というとおかしいですね。認めていただいた後に補正をさせていただくという段取りは、もちろんそのとおりだと思います。

○石渡委員　はい、分かりました。

○山中委員　そのほか、いかがですか。

今日いろいろ議論があったんですけど、まずまとめ資料とか補正の考え方については、ちょっと齟齬があって、それは御理解を最終的にはいただけたと。

スケジュールについては、本日の議論を踏まえて見直していただくのか、いただけるのか、いや、もうこのままいきますよということなのか、どっちなのかなというのは、いまいちよく私も分からなかったので、一旦持ち帰っていただけるのか、あるいは、いやもうこのままいきますという宣言なのか、どちらなんですか。

○日本原子力研究開発機構（板倉副理事長）　すみません、先ほども申し上げましたように、誤解が私どもにあったかもしれないので、もう一度、JAEAの中で整理をさせていただければと思います。すみません、お手数を取らせますが。

○山中委員　一旦持ち帰っていただくということで、今日、そういう審査官、審査チームから、できるだけそういう双方の無駄をなくしたいという意見が出たかと思います。私自身も、常陽の審査については、ナトリウム冷却の実験炉ということもあって、慎重に進めないといけないというのは重々承知した上で、少しやはり試験研究炉ということもあって、例外的な審査の進め方、これは審査チームと相談をしながらやらせていただきました。委員会で論点を洗い出していただいて、議論する。さらには、審査の方針について、かなりディテールの議論を委員会でしていただくという、これはちょっと例外的だねというようなコメントもいただいた上で議論していただいて、そのほうが、審査がいわゆるスタックに乗り上げるというようなことにもならないようにしないといけないですし、無駄な時間を双方防ぎたいという思いもあって、そういう形で進めさせていただきました。

ここに来て少し考え方の相違があったわけですけれども、双方やはり無駄な時間を防ぎたいというのは気持ちとしては変わりのないところだと思うので、今日の議論を踏まえて、十分に御理解をいただけたかなということで、スケジュールについては再考していただくということで、改めて、これは事務局で確認をいただいた上で、必要であればまた審査会合を開かないといけませんし、その辺りの再検討を今後お願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

それでは、そのほか、何かございますか。よろしいですか。

それでは、本日予定していた議題は以上となります。

以上で、第455回審査会合を閉会いたします。